

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月31日

【会社名】 住江織物株式会社

【英訳名】 Suminoe Textile Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役会長兼社長 吉川 一三

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南船場三丁目11番20号  
(注) 本社ビルの耐震工事を行うため一時移転し、下記の住所にて  
業務を行っております。  
大阪市中央区本町四丁目2番5号 本町セントラルビル

【縦覧に供する場所】 住江織物株式会社 東京支店  
(東京都品川区西五反田二丁目30番4号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年8月28日に提出いたしました第126期（自平成26年6月1日 至平成27年5月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の結果、当事業年度末日時点において、当社および当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成27年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

#### 記

当社の連結子会社（Suminoe Textile of America Corporation（以下「STA」という。）の不適切な会計処理について、米国における外部調査機関による調査の発見事項に加え、未了事項に対する追加手続を社内調査委員会が実施しSTAにおける不適切な会計処理の全容を解明するとともに、外部調査機関による発見事項に対する当社の関与を第三者委員会が調査、また、第三者委員会は当社の社内調査委員会が実施した類似の事案の有無等についても調査いたしました。

これらの調査結果からSTAにおいて、不良在庫を正常在庫として評価、実在しない在庫の計上、チャージバック・その他の費用の繰り延べ等、不適切な会計処理が実施されており、一部については不正な目的のために行われたことと、更に一部については当社の関与があったことが判明しております。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成24年5月期第1四半期から平成28年5月期第3四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

不適切な会計処理は、当社産業資材事業部門からの業績に対する圧力、上級管理職の適切な財務報告に対する意識の欠如、また、STAにおける急激な生産拡大に伴う混乱、重要度の高い在庫管理に関する認識不足と教育不足、日本人管理職と現地スタッフの意思疎通の問題等、様々な要因が絡み合い発生しました。

また、当社の内部監査、内部通報制度も適切に機能していませんでした。

このような財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、当社の全社的な内部統制の一部及びSTAの全社的な内部統制、業務プロセス（主に棚卸資産に至るプロセス）に関する内部統制の不備は開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記事実の特定は、当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することはできませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は適正に修正しています。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、再発防止策を検討し、内部統制を整備・運用してまいります。